

■ 都市機能誘導区域ごとの誘導施設一覧

都市機能			定義・法的位置付け	都市機能誘導区域		
① 広域 から の利 用が 見込 ま れる 機 能	商業	百貨店、ショッピングモール 等	店舗等の床面積が 10,000 m ² 超	○	○	△
	娯楽	映画館、劇場、アリーナ、コンサートホール 等	興行場法第1条第1項	○	○	△
	教育文化	大学、図書館、博物館、美術館、水族館、体育館、教育センター、文化センター 等	学校教育法第1条（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校を除く）・第124条・第134条第1項、図書館法第2条第1項、博物館法第2条第1項・第29条、沼津市総合体育館条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条、沼津市民文化センター条例	○	○	△
	業務交流	コンベンションセンター、展示場、研修施設 等	会議・研修・展示会・見本市・イベント等により、多くの集客交流が見込まれる施設	○	○	△
	市場	魚市場 野菜・花き市場 等	卸売市場法第2条	○	○	△
	健康医療	病院、保健センター	医療法第1条の5第1項、沼津市保健センター条例	○	○	△
	行政	市役所	地方自治法第4条第1項	○		
	「医療」、「福祉」、「子育て」、「商業」、「金融」、「文化・交流」（それぞれの定義については、以下の表を参照）、「居住」機能のうち、いずれか2つ以上を含み、かつ、これらの機能の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² を超えるもの (市街地再開発事業等の建築物を整備する都市計画事業により複数棟を整備する場合は、一体的な施設として捉える)					
② 生活利便機能	都市機能	定義・法的位置付け		○	△	○
	医療	診療所	医療法第1条の5第2項			
		調剤薬局	医療法第1条の2			
	福祉	地域包括支援センター、高齢者福祉施設、障害者支援施設 等	社会福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、生活保護法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、介護保険法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子保健法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設又は事業の用に供する施設			
	子育て	子育て支援センター	子ども・子育て支援法第59条第9号			
		保育所・幼稚園 等	児童福祉法第6条の3第9項・同条第10項・同条第12項・第39条第1項・第59条の2第1項・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項・同条第6項			
	商業	スーパー・ドラッグストア・コンビニ、商店街内店舗 等	店舗等の床面積が 10,000 m ² 以下			
	金融	銀行・信用金庫・郵便局 等	銀行法第2条第1項、信用金庫法、日本郵便株式会社法第2条第4項、労働金庫法、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律			
	文化交流	集会所、地区センター 等	社会教育事業や文化活動を通じ、地域や多世代交流に資する施設			

○ : 誘導施設とします。転出する際に届出が必要です。

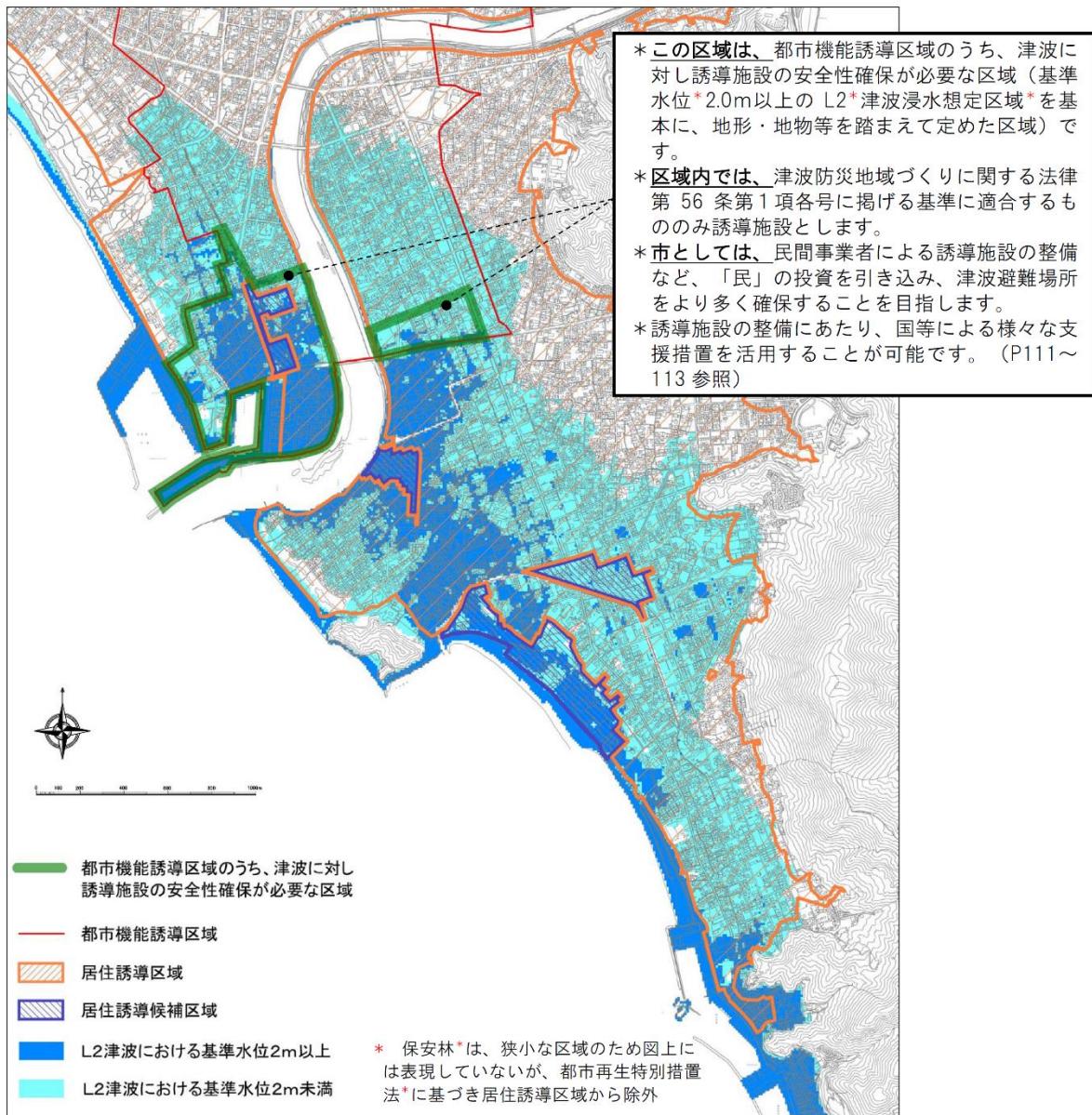
△ : 法定の誘導施設として誘導を図るものではなく、都市的居住圏等の利便性を支える施設として維持を図るものと位置付けます。このことを踏まえ、都市機能誘導区域から当該施設が転出入する際に、市独自の届出制度運用を検討します。

※1 : 誘導施設は、用途地域*及び地区計画*等の都市計画との整合が必要です。

※2 : 都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区*については、市場のみ誘導施設とします。

※3 : 基準水位*2.0m以上の津波浸水想定区域*を基本に、地形・地物等を踏まえて定める区域(P55 参照)においては、津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項各号に掲げる基準に適合するものの誘導施設とします。

■ 都市機能誘導区域のうち、津波に対し誘導施設の安全性確保が必要な区域*



■ 津波に対する誘導施設の安全性確保基準

津波防災地域づくりに関する法律

第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

- 一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準*に適合するものであること。
- 二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

* 「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年12月27日 国土交通省告示1318号）」で定められた基準。津波波力・浮力を考慮した構造とともに、転倒・滑動等に対しても安全な構造を示したもの。